

わいわいカーニバル協賛広告掲載に関する事務要領

1 広告媒体

広告媒体は、次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) わいわいカーニバルに関する印刷物
- (2) その他広告媒体として活用できる資産でわいわいカーニバル実行委員長（以下「委員長」という。）が別に定めるもの

2 広告掲載の基準

広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。また、次のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 広告及びその内容について

- ア 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に係るもの
- ウ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 31 条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- エ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係るもの
- オ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- カ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- キ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ク 政治性のあるもの
- ケ 宗教性のあるもの
- コ 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- サ 国内世論が大きく分かれているもの
- シ 責任の所在が不明確なもの
- ス 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- セ 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- ソ 美観風致を害するおそれのあるもの
- タ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- チ 求人広告及びこれに類するもの
- ツ 当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- テ その他広告として掲載することが適当でないと委員長が認めるもの

(2) 広告主について

- ア 法令等に違反しているもの
- イ 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの

3 広告の販売等

広告媒体に掲載する広告は、委員長が直接広告主からの協賛を受ける方法により行うものとし、広告主の募集、広告料金並びに広告掲載に必要な手続きは、委員長が別に定める。

4 広告掲載の承諾等

広告主は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ委員長の承諾等を受けなければならない。また、委員長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

5 審査

掲載する広告の可否等については、わいわいカーニバル実行委員会において審査する。

6 広告主の責務

広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとするとともに、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。